

沿岸広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年3月29日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 路線名 大船渡綾里三陸線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 大船渡市赤崎町字跡浜62番1地先から字山口15番5地先まで
  - (2) 大船渡市赤崎町字山口7番5地先から字永浜111番16地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月29日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 令和4年3月29日から同年4月28日まで